

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書

令和六年三月十二日

有志の会

【一．皇位継承等を議論するにあたっての基本姿勢】

- ・ 立法府の役割は、将来にわたって安定的に皇位の継承がなされるよう、皇室典範において定める「枠組み」を作ることである。
- ・ 悠久の皇室の歴史において先例のないことを可能とする枠組みを作ることには、極めて慎重であるべきである。
- ・ これまで皇室の歴史において守られてきた先例を議論する場合には、立法府は悠久の日本の歴史の中での直近の民意を受けているに過ぎない存在であることに強く留意すべきである。
- ・ 「皇室はかくあるべき」「皇位継承はかくあるべき」という皇室についての「べき論」を行ってはならない。
- ・ それぞれの皇族の方の配偶者のあり方などは一義的には皇室において決めるべきことであり、立法府の議論は皇室の選択肢を増やすために行うものである。

【二．政府における検討結果への意見】

- ・ 「今上陛下から秋篠宮殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない」という考え方は、妥当である。
- ・ 皇族数確保のための、
 - (一) 「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」とは、妥当である。配偶者と子は原則として皇族としての身分を有するべきではない。
 - (二) 「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」は、限定的に認めるべきである。具体的には、内親王・女王の配偶者となる場合が考えられる。この場合、当該内親王・女王が皇位継承資格を持つかどうかの検討が必要である。
 - (三) 「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」は、皇統が途絶える危機にある時などの非常時の方策であり、現時点で結論を出すべき事柄ではない。
- ・ 以上を踏まえると、(一)、(二)を担保するための皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべきである。

以上